

令和7年第1回与論町議会臨時会

# 会 議 録

令和7年1月17日

与 論 町 議 会

# 令和7年第1回与論町議会臨時会会議録

令和7年1月17日（金）午前9時58分開会

## 1 議事日程（第1号）

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第1号 町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第4 議案第2号 報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第5 議案第3号 与論町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

第6 議案第4号 与論町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第7 議案第5号 令和6年度与論町一般会計補正予算（第12号）

第8 議案第6号 令和6年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

第9 議案第7号 令和6年度与論町介護保険特別会計補正予算（第4号）

第10 議案第8号 令和6年度与論町水道事業会計補正予算（第3号）

## 2 出席議員（9人）

1番 池田理恵議員

2番 川内恵司議員

3番 吉田勉議員

4番 吉田剛議員

5番 原栄徳議員

6番 遠山勝也議員

7番 高田豊繁議員

9番 林敏治議員

10番 沖野一雄議員

## 3 欠席議員（1人）

欠員（0人）

## 4 地方自治法第121条による出席者（6人）

町長 田畑克夫君

副町長 山下哲博君

教育長 中山義和君

総務企画課長 龍野勝志君

健康長寿課長 山下真紀君

水道課長 富永淳君

## 5 議会事務局職員出席者（2人）

事務局長 林健太郎君

書記 谷山智美君

開会 午前9時58分

○  
○議長（沖野一雄議員） ただいまから、令和7年第1回与論町議会臨時会を開会します。  
これから、本日の会議を開きます。

○  
**日程第1 会議録署名議員の指名**

○議長（沖野一雄議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、1番、池田理恵議員、5番、原 栄徳議員を指名します。

○  
**日程第2 会期の決定**

○議長（沖野一雄議員） 日程第2、会期決定の件を議題にします。  
お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思えます。  
御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。  
したがって、会期は本日1日に決定しました。

○  
**日程第3 議案第1号 町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例**

○議長（沖野一雄議員） 日程第1、議案第1号 町長等の給与等に関する条例の一部改正する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第1号、町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本条例は、令和6年8月8日付けの人事院勧告に鑑み、特別職の期末手当の支給割合を改正しようとするものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番、池田理恵議員。

○1番（池田理恵議員） このたびの人事院勧告による給与の引き上げという訳ですが、社会の背景や現状など率直なご意見をお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（沖野一雄議員） 町長。

○町長（田畑克夫君） ただいまの質問にお答えいたします。私自身が給与に関する引き上げというのは率直にして、自分の給料を自分で上げるのはどうかなとは思いますが昨今いろいろところで物価高とか、そういうところでみんな上がっていますよね。それに合わせて企業とか、一般の時給を最低でも石破総理は時給1500円を目指すみたいな、そういうところで上げるところで、やはり役場の職員、公務員にしてもそ

れに準ずるその役職にしても、それに合わせたアップというのは、それは必要ではないかなとは思っています。

○議長（沖野一雄議員） 1番、池田理恵議員。

○1番（池田理恵議員） おっしゃるとおりでございますが、2024年の春闘では33年ぶりに賃上げ率が5パーセントを越えました。大手企業をはじめ優秀な人材の確保やインフレに負けない給与体制を構築するために、今後も賃上げの動きが継続すると予想されております。しかしながら、中小企業の場合給与引き上げを施したいと思っても資金不足により難しいケースもあります。すでに2024年の全国企業倒産件数というのが11年ぶりに1万件を超えました。原材料の価格や人件費の上昇で経営が圧迫され中小零細企業の市場から退出が増えたのが要因とされております。はたして、この給与を上げるということだけを見たときに社会の問題の解決に繋がるのか、また与論の現状といたしまして、給与の引き上げということが施していけるのが可能なのかということころでいいますと、現状はどのように捉えていらっしゃるかお聞きしてもよろしいでしょうか。

○議長（沖野一雄議員） 山下副町長。

○副町長（山下哲博君） お答えいたします。確かに今回の人事院勧告に基づいて、本庁の職員、町長それから一般職の給料も改訂をするわけですが、確かに昨年度本町においても豪雨災害もあり、インゲンの年内出荷もできません。そして畜産農家の飼料も流されたりとか、そういった想定外の被害も起きました。確かに、こういう中でのベースアップというか賃上げについては私としても非常にいろいろ考えるところもございます。また国内においてはやはり大企業とか、企業の中では素晴らしい人材を確保するためにいろいろな職場環境の問題だとか、それから今は初任給を40万円にしてあげて、素晴らしい人材を確保しようという動きも見られている中で、本町といたしましても、やはり素晴らしい人材、そして職場環境も充実し、その上で町民のサービスもスキルアップを上げて頑張っていかなければならないというふうに考えます。また、郡内においても町内の職員の給料のベースにしては、まあ最下位とまではいきませんが下のほうにございます。そういう中で職員がいかに給料もそれだけのベースアップを基に頑張るかという環境も整えるうえで、やはり少しずつ郡内に近づけながら町民のサービスもより向上させていくためにも、このベースアップは必要であるということを考えて、今回議案を提出したところです。どうかご理解いただけますように、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（沖野一雄議員） 1番、池田理恵議員。

○1番（池田理恵議員） ありがとうございます。やはり時代の流れにより給料アップというのは確かに必要なことだと存じ上げます。ところがやはり与論島というところは、現状も厳しい、みなさまご承知のとおりでございます。財務省によれば個人の金融資産2141兆円、国全体の金融資産9704兆円、企業内部留保570兆円、純資産418兆円と、これだけあるにも関わらず国の体制というのが増税緊縮財政の路線を変えようとしておりません。1989年以降、消費税導入以降様々な制度を導入してまいりました。分離課税の導入、法人税改正、所得税累進制度、インボイス制度など、結果的にこちらの格差の拡大の税制となってしまっております。さらにさまざまな増

税、相続税でしたり贈与税の改革、後期高齢者の医療保険の保険料値上げと介護保険の自己負担増、防衛増税による所得税、法人税、たばこ税の引き上げなどはもう既に決まっております。また、少子化対策の財源としてサラリーマンから高齢者まで、健康保険料に子育て支援金の名目で賦課金を上乘せすることも規定路線となっております。いつの間にか国民の負担が増えている政策とも言えるステルス増税ですね、退職金への課税など、さまざまのところまで検討されております。そんな中で先月、埼玉県議会においてインボイス制度の廃止を求める意見書が提出され可決されました。給与と直接何がというところもあるかもしれませんが、要は町民の皆様が納得する形という所のひとつのお声かけとして、税の見直しというのは手取りを増やしていくことに直結して、町民の方々も安心した暮らしを保障できるのではと考えております。企業の給与引き上げ、人事院勧告の対象者だけでなかなか社会はなりたっておりませんので、町民の皆様のためにも減税の働きかけという形でできるのではないかと、声を大きくしていく必要性を感じております。以上ではございますが、最後にご意見を頂けたらと思います。

**○議長（沖野一雄議員）** 町長。

**○町長（田畑克夫君）** ただいまの池田理恵議員の質問にお答えいたします。確かにおっしゃるように国の施策としましても、いろいろな施策をしながらやってきている中で、減税等、消費税等いろいろな意見があります。でも私は与論町において、また町長として、そこを国に上げられるほどの意見が言えるのかということでは、今のところでは差し控えたいなと思います。国の制度そのものの在り方を町長が意見を言えるような、私はその意見を持っていないというところでございます。

**○議長（沖野一雄議員）** 池田理恵議員。まとめてください。

**○1番（池田理恵議員）** ありがとうございます。やはり町民の皆様の声というのをいろいろな形で実現できるためにも、先ほど副町長がおっしゃったように、皆様に還元できるような体制を整えながら、様々な意見をまた町政に反映できるようにしていただけたらと思います。以上です、ありがとうございます。

**○議長（沖野一雄議員）** 他に質疑はありませんか。

7番、高田豊繁議員。

**○7番（高田豊繁議員）** ただいま、池田議員からいろいろ国政に関する事とか、国の今の増税の在り方に対する国政の正しい事について、国民が今糾合しているという事も十分お伺いしまして、今103万円の壁とか、そういう底辺を引き上げることに対して、国民が今非常に財務省をはじめ国政の在り方について、かなり厳しい目線で見ていることは、これはもうご案内のとおりでございますけれども、今回また更なる増税がかさんでくる事も予想されますけれども、私どもの離島は特に、やはり消費税も高い、物価も高い、輸送コストも高いということで大変厳しい事情があると思います。そこで私は特に今回注目したいのは、会計年度任用職員の給与の改訂について、かなり前向きな姿が見られるということでこれを評価したいと思いますけれども、やはりこれを役場行政の底辺で頑張っている、あるいはまた現場で汗水流しながら、水道課をはじめ各所管の所で頑張っている会計年度任用職員の待遇改善に関しまして、やはりかねてから非常に気を砕いていたところでございますが、今回こういう形で若干

ながらアップができたということは非常に喜ばしいなと思いきまして、今後もうこういった底辺の底上げができるように、町長、副町長は特にご配慮いただいでですね、この役場行政を支えているのは底辺の職員が特に頑張っているということを心に思っいでいただいで考慮していただきたいなと思いきまして、質疑ではありませんけれどもひとつ配慮していただきたいと思いきします。以上です。

○議長（沖野一雄議員） 他に質疑はありませんか。

これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第1号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思いきします。

御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって議案第1号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第1号、町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

----- ○ -----

#### 日程第4 議案第2号 報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（沖野一雄議員） 日程第4、議案第2号 報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第2号、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本条例は、令和6年8月8日付けの人事院勧告に鑑み、本町議会議員の期末手当の支給割合を改正しようとするものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第2号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって議案第2号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第2号、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

----- ○ -----

#### 日程第5 議案第3号 与論町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

○議長（沖野一雄議員） 日程第5、議案第3号 与論町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第3号、与論町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本条例は、令和6年8月8日付けの人事院勧告に鑑み、本町職員の給与改定並びに諸手当の改正のため所要の改正をするものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第3号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって議案第3号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第3号、与論町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、与論町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

----- ○ -----

#### 日程第6 議案第4号 与論町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長（沖野一雄議員） 日程第6、議案第4号 与論町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第4号、与論町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本条例は、令和6年8月8日付けの人事院勧告に鑑み、本町会計年度任用職員の給与を改定するため、所要の改正をするものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第4号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思えます。

御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって議案第4号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第4号、与論町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、与論町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

----- ○ -----

#### 日程第7 議案第5号 令和6年度与論町一般会計補正予算(第12号)

○議長（沖野一雄議員） 日程第7、議案第5号 令和6年度与論町一般会計補正予算(第12号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第5号、令和6年度与論町一般会計補正予算(第12号)について、提案理由を申し上げます。

歳入に、重点支援地方創生臨時交付金3234万8000円、与論町企業版ふるさと納税寄付金100万円、財政調整基金繰入金5494万6000円を追加しております。

次に、歳出の主なものとしまして、給与改定に伴う増額分5433万6000円、社会福祉費物価高騰対策緊急支援給付金3234万8000円を追加しております。

歳入歳出予算にそれぞれ8829万4000円を追加し、一般会計予算総額58億9776万5000円となっております。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、原 栄徳議員。

○5番（原 栄徳議員） 9ページ、企画費についてです。町単独補助金で、関西奄美会芸能大会旅費補助金とありますけれども、内容についてご説明をお願いいたします。

○議長（沖野一雄議員） 龍野勝志総務企画課長。

○総務企画課長（龍野勝志君） お答えいたします。関西奄美会芸能大会ということで、3月9日に兵庫県の尼崎市のほうで記念の芸能大会がございますが、そちらのほうに本町からかりゆしバンドをお願いしたいというお話がありまして、そのかりゆしバンドの旅費補助ということで31万円を組ませていただいています。以上です。

○議長（沖野一雄議員） 他にはありませんか。

9番、林 敏治議員。

○9番（林 敏治議員） 12ページですね、国庫補助扶助費、低所得者世帯給付金2969万円、これは、低所得者というのは与論町で何世帯あるのか、あるいはまたどのような配布をしているのか説明をお願いします。

○議長（沖野一雄議員） 龍野総務企画課長。

○総務企画課長（龍野勝志君） お答えいたします。この低所得者というのは住民税の非課税になっております世帯を対象として、低所得者世帯として給付金を配布するわけ

ですけれども、今回は1世帯あたり3万円を支給します。その世帯に18歳以下の児童がいらっしゃるところは一人あたり2万円を加算して給付をすることになっております。これまでの実績等から、だいたいこの非課税世帯が910世帯くらいありまして、子どもの数も140人くらいということでございます。昨年度までの実績からするとそういう数字になっております。以上です。

○議長（沖野一雄議員） 9番、林 敏治議員。

○9番（林 敏治議員） 大変ありがたい補助金でございます。今後とも是非取り組んでいただきたいと思っております。以上です。

○議長（沖野一雄君） 他に質疑はありませんか。

これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第5号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思っております。

御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって議案第5号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第5号、令和6年度与論町一般会計補正予算(第12号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、令和6年度与論町一般会計補正予算(第12号)は、原案のとおり可決されました。

----- ○ -----

#### 日程第8 議案第6号 令和6年度与論町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

○議長（沖野一雄議員） 日程第8、議案第6号 令和6年度与論町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第6号、令和6年度与論町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について、提案理由を申し上げます。

歳入では、県補助金18万8000円を追加しております。

歳出では、総務費26万3000円、保険事業費42万5000円を追加し、保険給付費50万円を減額しております。

歳入歳出それぞれ18万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億3299万8000円としております。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第6号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって議案第6号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第6号、令和6年度与論町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号、令和6年度与論町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決されました。

----- ○ -----

#### 日程第9 議案第7号 令和6年度与論町介護保険特別会計補正予算(第4号)

○議長（沖野一雄議員） 日程第9、議案第7号 令和6年度与論町介護保険特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第7号、令和6年度与論町介護保険特別会計補正予算(第4号)について、提案理由を申し上げます。

歳出の主なものとしまして、第1号被保険者保険料を8万1000円追加しております。

歳出としまして、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費を19万2000円追加しております。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ19万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億7063万円としております。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第7号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって議案第7号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第7号、令和6年度与論町介護保険特別会計補正予算(第4号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号、令和6年度与論町介護保険特別会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決されました。

----- ○ -----

#### 日程第10 議案第8号 令和6年度与論町水道事業会計補正予算(第3号)

○議長（沖野一雄議員） 日程第10、議案第8号 令和6年度与論町水道事業会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第8号、令和6年度与論町水道事業会計補正予算(第3号)について、提案理由を申し上げます。

過年度申告済消費税の修正申告に伴い、特別損失の当初予算計上不足分の予算の組み換えを行うものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） 今回の補正予算に関して、特に異議があるわけではないのですが、一応業界からもですね、要望事項みたいなのがありましたのでちょっと課長のほうにお伝えしたり聞いたりしたいのですが、工事をする場合にいわゆる借上げ料、そして賃金で水道課の場合主にされているかと思うのですが、業界からの要望等につ

いてはですね、やはりなるべく請負工事でできるようなことはできないのか、というようなことが言われているのですよ。それで、私も察するところはあるわけですが、実際にその図面を書いて仕様書を付けて入札なり発注はされると思うのですが、現在の水道課の内部的なことでこの工事を線的な工事とかを主に配管の引換とか布設替えとかあるわけですが、こういったのを請負工事として発注できるというその体制、それからその予算的な考え方はですね、こういったものについてはどのような状態にあるかどうかをちょっと課長のほうから意見を聞きたいのですが。

○議長（沖野一雄議員） 富永 淳水道課長。

○水道課長（富永 淳君） ご質問ありがとうございます。私のほうで回答させていただきます。布設替工事等を工事請負で出すようにという要望があるというお話ですが、まずは工事を発注するためには、設計書を作る必要があります。まずはその設計のための積算をするのが今の水道課の職員でもなんとかできると思っておりますが、図面を書く方がちょっと今難しいと思っております。なのでもし工事請負で出すとしたら、その辺の技術を今の水道課の職員で習得する必要がある。もしくはそういったスキルを持った職員を水道課に配属していただくという必要があると考えております。あと財政面に関しましては、工事請負に出したほうが、今は水道課は布設替は直営で行っておりますが、請負出したほうが高くなると思っております。発注に出すとする公共単価を採用しないといけなくなりますので、その分自分達で直営でやるよりは高くなると思っておりますので、もし工事請負に出すすれば国庫補助を受けられるような更新事業などを採用する必要があるのかなと考えております。以上です。

○議長（沖野一雄議員） 7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） それはもう課長がおっしゃることは重々にわかるのですよね。ですけど業者さんも、いわゆる借上料と賃金だけではもうアルバイトみたいなものですから、やはりその会社の経営とかいうのも、やはりあるわけです。その地域において、やはりこの公共事業等をされる建設業者等の育成も、やはりそこに従業員が居るわけですから、そういったこともやはり重々に勘案して行って、やはりその直営一辺倒ばかりにすると、確かに企業会計の経営はそれは健全だし、経費節減にもなると思うのですよね。けどそういうことばかりの観点だけではなくて、やはり適宜そういった請負工事というの組み合わせで、やはり業者さんの仕事のそういった内容等も経営等も鑑みながらされていく必要があるのではないかと思います。またこれは釈迦に説法となるわけですが、直営工事で例えば業者さんをお願いした場合に災害や事故とかがあった場合に、やはりこれは与論町の責任になるわけですので請負工事とはそこら辺がまた非常に違うということもございますから、そこら辺も総合的に勘案されまして、マネジメントしていただければなということでございますので、ひとつ今後はそういったことも提案したいと思っております。かつては職員が設計をされて積算までもって行って仕様書をつけて発注されるというのがだいぶあったわけですが、そういったことを関係者の方々はおっしゃっているわけです。しかし実状はまた、さきほど課長がおっしゃったようにスキルのことを職員が持ち合わせていないということもあるということで、まあもどかしいところもあるのではないかと思います。今後はまたそういった面も副町長辺りと相談されてそこら辺もやはりある程度メリハ

りがあるような感じでマネジメントしていくのもまた必要じゃないかなと思いますので、今後の方向性についてご提案するところがございます。副町長、どうですか、先ほどの水道課長からの説明にもありましたが。

○議長（沖野一雄議員） 山下副町長。

○副町長（山下哲博君） 水道事業というのは非常に特殊な形でやはり緊急性も必要とされる事業が多くて、借上料と賃金とかになっているとは思いますが、やはり企業の育成につきましても一般の建設、土木関係も鑑みながら、その方向性についてもきちんと勉強していきたいと思えます。ありがとうございます。

○議長（沖野一雄議員） 他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第8号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思えます。

御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって議案第8号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第8号、令和6年度与論町水道事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号、令和6年度与論町水道事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

----- ○ -----

○議長（沖野一雄議員） これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和7年第1回与論町議会臨時会を閉会します。

----- ○ -----

閉会 午前10時40分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

与論町議会議長 沖野一雄

与論町議会議員 池田理恵

与論町議会議員 原 栄徳